

### 多婦ノ木溜池 諸元

名称	多婦ノ木溜池
貯水量	5,500m <sup>3</sup>
堤高	3.8m
堤長	25.0m
天端幅	2.5m

### ハザードマップの見方

◆想定される浸水の深さ

5.0m以上	2階水没
5.0m未満 2.0m~	2階以上が浸水
2.0m未満 1.0m~	1階以上が浸水
1.0m未満 0.5m~	大人の腰まで 床下浸水
0.5m未満	

- ◆凡例
- 避難場所
  - 避難方向
  - 病院・診療所
  - 幼稚園・保育所
  - 高齢者福祉施設
  - 学童クラブ
  - 障害者福祉施設
  - 警察機関
  - 消防施設
  - 役場
  - 公民館・集会所
  - 主要な道路
  - 洪水到達時間
  - 危険箇所
  - (土砂災害危険箇所)
  - 急傾斜地
  - 土石流
  - 地すべり

## 多婦ノ木溜池ハザードマップ

この地図は、地震等により多婦ノ木溜池が万一決壊した場合に、浸水が予想される区域と浸水の深さ、各地区の避難場所などの情報を示したものです。いざという時に備えて、あなたの家からの避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

《ハザードマップの注意点》  
このハザードマップに表示してある浸水想定区域は、あくまで一定の仮定の基に作成されたものです。地震の規模、雨の降り方や決壊の状況によっては、浸水想定範囲等が異なることがあります。

### 避難時の心得

<b>安全な避難路の確認</b> 避難場所までの経路（避難路）は、あらかじめ自分たちで決めておき、安全に通行できるかを確認しておきましょう。	<b>非常持ち出し品の事前準備</b> 避難するときの荷物は必要最低限とし、事前に持ち出せるようにしておきましょう。	<b>正確な情報収集と自主的避難</b> ラジオ・テレビで最新の気象情報や災害情報、避難情報に注意し、危険を感じたら自主的に避難しましょう。
<b>避難の呼びかけに注意し速やかな避難</b> 役場や消防団からの呼びかけに注意し、避難勧告が出された場合は、危険が迫っているので、警察などの指示に従い速やかに避難しましょう。	<b>お年寄りなどの避難に協力</b> お年寄りや子供、病気の人は、早めの避難が必要です。近所のお年寄りなどの避難に協力しましょう。	<b>動きやすい格好、2人以上での避難</b> 避難するときは、動きやすい格好で、2人以上での避難を心がけましょう。

### 避難場所一覧

災害時の状況に応じて避難場所に避難してください。万一、逃げ遅れた場合は最寄りの2階以上の丈夫な建物に避難してください。

地区	名称	住所	電話番号
稗木場郷	稗木場郷公民館	稗木場郷639-1	85-5042
	波佐見病院（一時避難所）	稗木場郷792-1	0956-85-7021

### 避難場所一覧

番号	危険箇所情報
①~②	洪水時に水路氾濫の注意が必要
③	過去に地すべりが起きており、注意が必要

### 緊急連絡先

内容	お問合せ先	電話番号
自主避難の連絡 災害全般の通報	波佐見町役場	85-2111
災害全般の通報	警察署	110
災害全般の通報	川棚警察署波佐見交番	85-2110
救助・救急の要請	消防署	119
救助・救急の要請	佐世保市東消防署波佐見出張所	26-7119

# ため池ハザードマップ

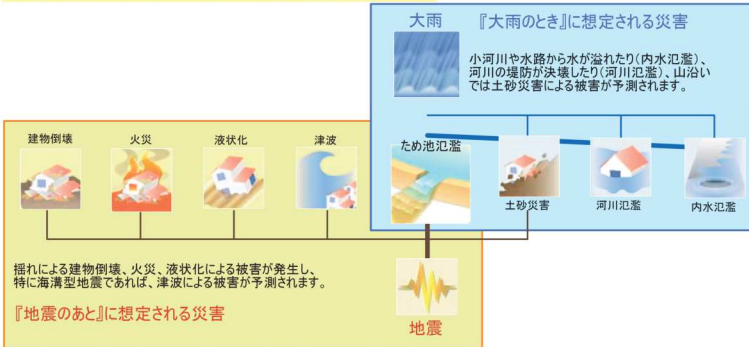
◇避難情報は下図のような経路で住民の皆さんに伝達されます



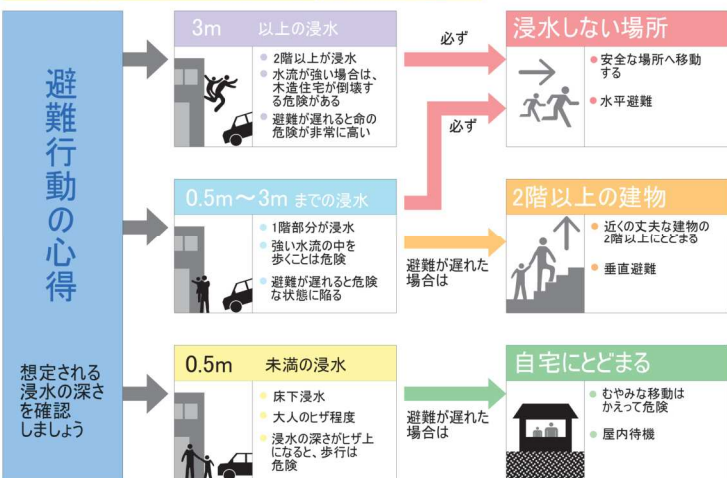
◇避難情報には、緊急度に応じて3つの種類があります

避難情報の種類	発表の目安
避難準備情報	地域または土地、建物等に災害が発生するおそれがある場合に発表します。特に避難行動に時間を要する方は、避難を開始してください。
避難勧告	地域または土地、建物等に災害が発生するおそれがある場合に発表します。避難してください。
避難指示	状況がさらに悪化し避難すべき時期が差し迫ってきた場合や、災害現場に残っている住民がいる場合に発表します。ただちに避難してください。

◇災害の状況に応じた避難を考えよう



◇避難勧告等がだされたら 速やかな避難



## ◇ため池氾濫のメカニズム



## わが家の防災メモ

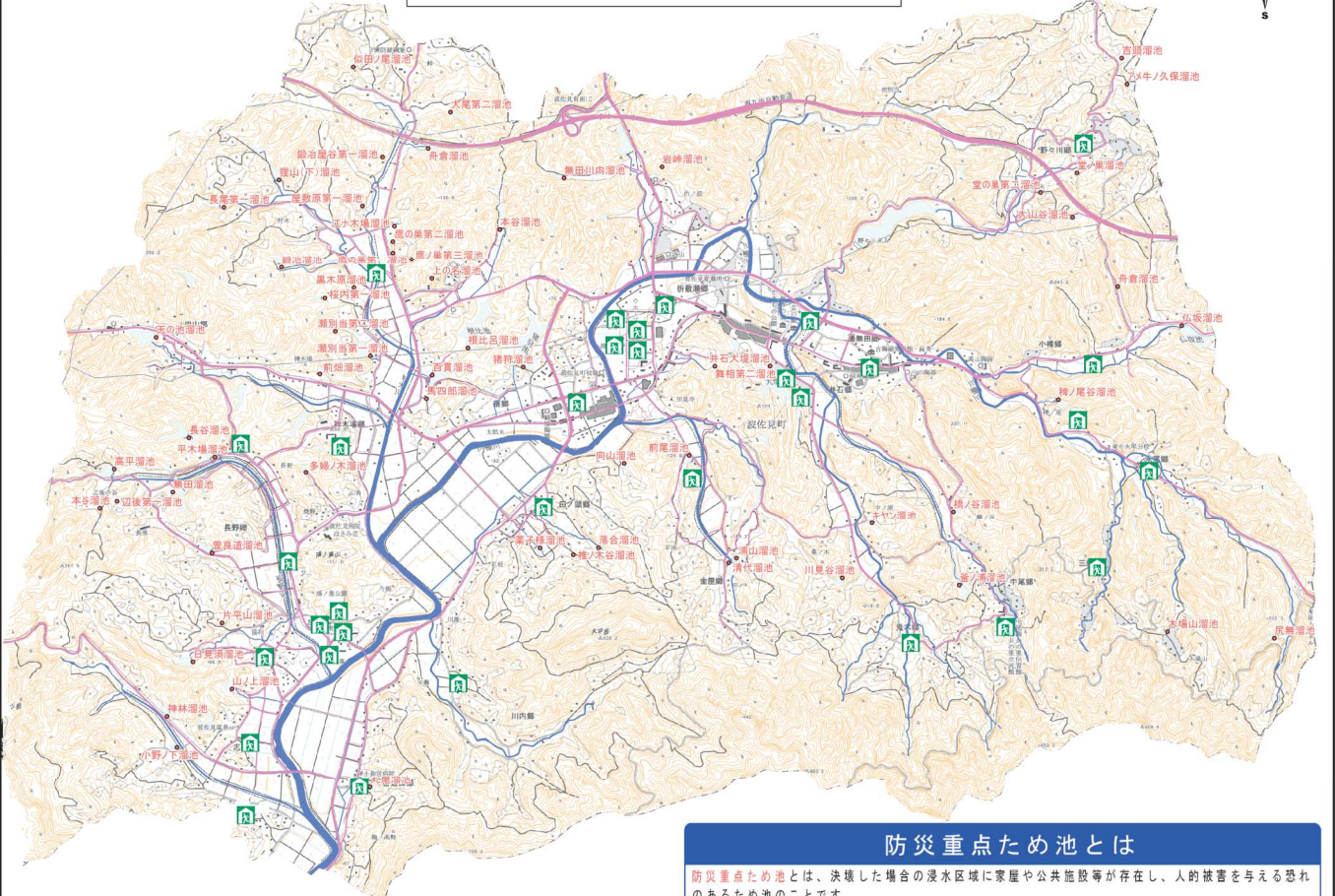
我家の避難場所：

家族の避難場所：

緊急時の連絡先：

家族の名前	生年月日	血液型	電話番号	会社・学校の電話番号

## 波佐見町全体図



### 防災重点ため池とは

防災重点ため池とは、決壊した場合の浸水区域内に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池のことです。  
 【防災重点ため池の選定基準】  
 ①ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの  
 ②ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m<sup>3</sup>以上のもの  
 ③ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m<sup>3</sup>以上のもの  
 ④地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの